

農地転用申請を行う皆様へ

平成28年11月 1日  
岡山市第一農業委員会  
岡山市第二農業委員会

## ○農地転用許可申請書への資金証明書等の添付について

**「資金証明書等は、資金を要する転用事業に係るすべての転用許可申請書に添付が必要です。」**

※ 農地法施行規則第30条第4号では、転用許可申請書には、転用目的の実現に必要な資金調達の裏付けとして、事業を実施するために必要な資力を証する書類（以下、「資金証明書等」と言います。）の添付が必要であると規定されています。

今後、資金証明書等の取り扱いについては以下のとおりとしますので、資金を要する転用事業の場合は、資金の額にかかわらず必ず転用許可申請書への添付をお願いします。

なお資金証明書等の添付がない場合は、法定書類の不備となりますので、ご注意ください。

1 取り扱いの時期：平成29年4月1日以降の申請分から

### 2 資金証明書等の種類の例 及び有効期限

#### (1) 自己資金の場合

##### ・金融機関の残高証明書

証明日（残高証明書の発行日ではない。）が転用許可申請日から起算して30日前の日以降のもの。複数の金融機関の残高証明書を添付する場合は証明日がおおむね同一日であるもの。

##### ・預金通帳の表紙及び記帳最終ページの写し

最終の記帳の日が転用許可申請日から起算して30日前の日以降のもの。

#### (2) 借入金の場合

##### ・金融機関の融資証明書又は融資可能額証明書

申請日時点において、証明書の有効期限の日を経過していないもの。

##### ・金融機関以外の融資証明書

証明書の発行日が転用許可申請日から起算して30日前の日以降のもの。

##### ・金銭消費貸借契約書の写し

融資額、返済期間、返済方法、利率等が記載されたもの。

#### (3) その他の資金の場合

##### ・国・地方自治体等の補助金（交付金）交付決定通知書の写し、など

### 3 その他

- (1) 住宅ローン等により転用事業を行う場合で、融資決定に先立ち転用許可が必要となる時は、仮審査が承認となったことを受けて発行される「融資可能（額）証明書」又は「仮審査結果通知書」の写しでも可とする。ただし「仮審査結果通知書」の場合、融資を実行する金融機関から申請者あての通知書に限るものとする。（保証会社から金融機関に対する通知書の写し等は不可。）